

総務文教常任委員長報告

(H 2 9 . 1 2 . 2 2)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第 1 号議案、平成 2 9 年度一般会計補正予算（第 4 号）の本委員会所管分ではありますが、

その主な内容は、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」の増加見込みに伴い、当該寄附金を一旦、基金に積み立てるための経費、及び返礼品に係る業務委託料の増額補正、

民生費では、台風 2 1 号により、住宅等に被害を受けた市民の生活再建を支援することとした、地域再建被災者住宅等支援事業補助金の増額補正、

教育費では、安全・安心で快適な教育環境を確保するための、小学校及び中学校施設の修繕経費等の増額補正、

であります。

これらの財源については、国・府支出金や寄附金の特定財源以外に、市税や財政調整基金繰入金等の一般財源で措置されています。

また、債務負担行為については、計画的な事務執行を進めるため、京都府知事選挙に係る選挙業務委託経費などについて設定されています。

審査の中では、総務費・企画推進経費の「スポーツ・観光・まちづくり」事業計画 策定業務委託料の増額補正に関わって、当該事業計画が、地域未来投資促進法に基づき、京都スタジアム（仮称）を交流拠点とした市内の広いエリアの中で、京都・亀岡保津川公園、嵯峨野観光鉄道トロッコ列車などの観光資源も活用しながら、交流人口・観光消費の拡大や、新たな雇用創出を目指そうとする、重要な計画であることに鑑み、速やかにその計画の全容を明らかにするとともに、計画作成の意義も含めて、十分、市民に周知するよう求める意見も出されましたが、**採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第 8 号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正**については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間を延長しようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第 9 号議案、放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正**については、放課後児童会の開設時間について、土曜日を除き、午後 6 時 30 分まで延長できることとし、その延長保育に係る保育料を定めようとするものであります。**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第 10 号議案、野外活動施設条例の一部改正**については、七谷川野

外活動センターの宿泊施設等の整備に伴い、使用料を改正しようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第１５号議案、南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定については、南つつじヶ丘コミュニティセンターの管理について、**地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定しようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第１７号議案、平成２９年度一般会計補正予算（第５号）については、職員の給与条例の改正及び、人事異動等に伴い職員人件費等を補正する**ものであります。これらの財源については、一般財源である地方交付税で措置されています。**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第２０号議案、一般職員の給与に関する条例の一部改正については、**国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給及び勤勉手当の支給割合等を改正しようとするものであり、**別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。**

次に、**第２１号議案、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、これも国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支**

給割合を改正しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

ふるさと力向上寄附金の増収および台風21号の被災者支援

一般会計補正予算

可決（全員賛成）

○ふるさと力向上経費
1億4423万5千円増額

ふるさと力向上寄附金について、1億円の増収を見込んで総額2億円とし、当該寄附金をいったん基金に積み立てるための経費および返礼品に係る業務委託料の増額補正。

基金に積み立てられた寄附金は、その後取り崩され、寄附者の希望する事業経費に充当される。

○災害救助経費
2400万円増額

10月22日から23日にかけて日本列島に接近・上陸した台風21号によって、住宅などに被害を受けた市民の生

活再建を支援するため、地域再建被災者住宅等支援事業補助金を増額補正するもの。

なお、この経費の財源の一部として、京都府からの補助金を充当している。（補助率3分の2）

【主な質疑】

〔議員〕答担当部長

問 住宅などに被害を受けた市民からの問い合わせ件数は。

答 現在までの問い合わせ件数は141件で、そのうち補助金の対象となったのは41件である。

問 被災現場の確認は行っているのか。

答 全ての被災現場に赴き、確認している。

放課後児童会の開設時間を30分延長

放課後児童健全育成事業の実施に関する条例

の一部改正

可決（全員賛成）

放課後児童会の開設時間を土曜日を除き、午後6時30分まで延長できるようにするとともに、その延長保育に係る保育料を、児童1人当たり月額500円とすることなどの改正を行うもの。平成30年4月1日から施行する。

【主な質疑】

問 30分の延長保育について、どれだけの利用を見込んでいるのか。

答 昨年度のアンケート調査結果から、放課後児童会を利用されている保護者の約3割が、延長保育を希望されると見込んでいる。

問 延長保育に係る支援員の確保は万全か。

答 交代制での勤務により、支援員の確保に万全を期したい。



連 絡 ・ 報 告 書		報告日	平成29年12月21日								
件 名	放課後児童会に係る対象学年の拡大決定について（報告）	担当部 課 名 報告者	社会教育課放課後児童係 係長 岡田 康宏 (内線 3756)								
要 旨	放課後児童会の通年の受入対象学年について、順次小学6年生まで拡大しているところですが、亀岡小学校において、2月から拡大することを決定しましたので、報告します。										
内 容	亀岡小学校の放課後児童会受入対象学年の拡大に係る規則改正議案が、本日の教育委員会議会で承認されました。 平成30年2月1日から、同校の放課後児童会を1学級増設し、受入確保と保育環境の改善を図ります。 今後、同校の4～6年生の保護者に対して、周知を行います。 拡大対象校 亀岡小学校放課後児童会 (2学級・入会児童数97人 ※12月11日現在) 拡大に係る経過 <table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>通年6年生まで拡大済の学校</th></tr></thead><tbody><tr><td>H29.1.10～</td><td>10校（東別院小・西別院小・曾我部小・吉川小・ 蔦田野小・本梅小・畑野小・青野小・保津小・亀 岡川東学園）</td></tr><tr><td>H29.7.1～</td><td>2校（大井小・詳徳小）</td></tr><tr><td>H29.10.1～</td><td>2校（城西小・南つつじヶ丘小）</td></tr></tbody></table>			時期	通年6年生まで拡大済の学校	H29.1.10～	10校（東別院小・西別院小・曾我部小・吉川小・ 蔦田野小・本梅小・畑野小・青野小・保津小・亀 岡川東学園）	H29.7.1～	2校（大井小・詳徳小）	H29.10.1～	2校（城西小・南つつじヶ丘小）
時期	通年6年生まで拡大済の学校										
H29.1.10～	10校（東別院小・西別院小・曾我部小・吉川小・ 蔦田野小・本梅小・畑野小・青野小・保津小・亀 岡川東学園）										
H29.7.1～	2校（大井小・詳徳小）										
H29.10.1～	2校（城西小・南つつじヶ丘小）										
今後の 対応	これにより、通年で6年生まで拡大ができていない学校は3校（安詳小・千代川小・つつじヶ丘小）となります。 （長期休業期間は、全校で6年生まで拡大済） 通年未拡大校については、今後も支援員等の増員と開設場所確保に努めながら、早期の拡大を目指します。										
そ の 他 特記事項	【回付先】 市長 副市長 市長公室長 秘書広報課長 議会事務局長 教育長 教育部長 教育部次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長										

裏面なし